

○厚生労働省令第二十四号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十八条の規定に基づき、保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十八日

厚生労働大臣 根本 匠

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(准看護師試験の受験手続) 第二十七条 准看護師試験を受けようとする者は、受験願書(第二号様式に準ずる。)に次に掲げる書類を添えて、受験地の都道府県知事(法第二十七条第一項の規定により同項の指定試験機関が受験申請書の受理に関する事務を行う場合にあっては、当該指定試験機関)に提出しなければならない。 一 四 (略)	(准看護師試験の受験手続) 第二十七条 准看護師試験を受けようとする者は、受験願書(第二号様式に準ずる。)に次に掲げる書類を添えて、受験地の都道府県知事に提出しなければならない。 一 四 (略)

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。